

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【公表番号】特表2000-510739(P2000-510739A)

【公表日】平成12年8月22日(2000.8.22)

【出願番号】特願平9-541421

【国際特許分類第7版】

A 6 1 F 13/02

【F I】

A 6 1 F 13/02 3 1 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月24日(2004.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年5月 24日

特許庁長官 今 井 康 夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第541421号

2. 補正をする者

名称 コロプラス ト アクティーゼルスカブ

3. 代 理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士 (7751) 石 田 敬



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通



請求の範囲

1. 生物の解剖学的表面の部位を被覆する手当用品であって、該手当用品は基材層および接着剤層を含むラミネートの形態のものであり、かつ該手当用品が皮膚、粘膜および／または生物のいかなる部位の傷の部位にも適用後皮膚に顕著なストレスを与えることなしに接着できるものであり、かつ該手当用品が適用の間もしくは後に生じる永続的な変形を起こし、そして該手当用品が随意に一部もしくは全部に適用の前後で除くことができる一つまたはそれ以上の剥離ライナーもしくはフィルムで被覆されてなる手当用品であって、該手当用品が100%伸長を受けた後少なくとも60%の永続的な変形を起こすことを特徴とする手当用品。

2. 100%の伸長を生じるに必要なストレスが15N／インチ以下であることを特徴とする請求項1に記載の手当用品。

3. 100%の伸長を生じるに必要なストレスが10N／インチ以下であることを特徴とする請求項2に記載の手当用品。

4. 破断伸長が少なくとも100%であることを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の手当用品。

5. 破断伸長が少なくとも200%であることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の手当用品。

6. 手当用品が100%伸長を受けた後の永続的な変形が少なくとも75%を示す手当用品であることを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の手当用品。

7. 手当用品が100%伸長の置かれた後に永続的な変形が少なくとも85%を示すものであることを特徴とする請求項1から6のいずれかに記載の手当用品。

8. 手当用品が手当用品の残余部分から区別することができる印もしくは区別可能な平らであるかもしくは小立体形状の視覚的に見える表示領域を有していることを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載の手当用品。

9. 適合性の裏打基材、随意的の剥離性ライナー及び随意的の被覆フィルムと接着剤とを組合せて、100%伸長を受けた後少なくとも60%の永続的変形を

起こす手当用品を形成することを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載された手当用品を調製する方法。